

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」  
の制定に伴う著作権法一部改正関連条文抜粋

◎障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（抜粋）  
（平成二十年法律第八十一号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 教科用特定図書等の発行の促進等（第五条—第八条）
- 第三章 （略）
- 第四章 （略）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によ

っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

### 第三条・第四条（略）

## 第二章 教科用特定図書等の発行の促進等

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

### 第六条（略）

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

### 第八条～第十八条（略）

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

第二条・第三条（略）

（著作権法の一部改正）

第四条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「弱視の」を「視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な」に、「を拡大して」を「の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により」に改め、同条第二項中「文字、図形等を拡大して」を削り、「図書（」を「図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、」に、「教科用拡大図書」を「教科用拡大図書等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録（同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第四十七条の四及び第四十九条第一項第一号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の二第一項若しくは第四項」に改める。

（罰則についての経過措置）

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行期日を定める政令(平成二十年政令第二百八十号)

内閣は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行期日は、平成二十年九月十七日とする。

◎障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則  
(抜粋) (平成二十年文部科学省令第二十九号)

(教科用図書発行者による電磁的記録の提供)

第一条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により教科用図書発行者が行う検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供は、文部科学大臣が定める種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。第三条において同じ。)について、光ディスクにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教科用図書発行者が提供する電磁的記録の方式その他の必要な事項については、文部科学大臣の定めるところによる。

(文部科学大臣等による電磁的記録の提供)

第二条 法第五条第二項の規定により文部科学大臣等が行う電磁的記録の提供は、光ディスクにより文部科学大臣が定める基準に適合する者に対して行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、文部科学大臣等が提供する電磁的記録の方式その他の必要な事項については、文部科学大臣の定めるところによる。

第三条～第九条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(平成二十年九月十七日)から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)

2 (略)